

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年7月

私は、平成元年\*月\*日に夫と死別したので、各種の手続を行う中で、国民年金の加入手続も行った。その際に担当者から、私の厚生年金保険被保険者資格の喪失後から第3号被保険者資格を取得するまでの期間に空白期間があるので、当該期間について、さかのぼって国民年金保険料を納付するように言われた。なぜ保険料を納付しなければならないのか不思議であったが、担当者が社会保険事務所(当時)に電話で2度ほど確認してくれたので、その時にさかのぼって保険料を納付し、以降未納が無いように保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できないので記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間において未納期間は無い。

また、申立人は夫と死別後に国民年金の加入手続をしたと供述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年10月9日に払い出されており、加入手続時にさかのぼって昭和63年6月1日付けで国民年金の強制加入被保険者資格を取得した後、同年8月8日付けで夫の健康保険の被扶養者に認定されていた記録を基に、国民年金の第3号被保険者資格を取得したことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、オンライン記録によると、平成2年3月5日に、同年1月の過誤納保険料が昭和63年6月の保険料に充当された後、平成2年8月14日に、申立人に対し納付書が作成されたことが確認できるところ、当該納付書の作成時点で保険料が未納となっているのは、申立期間である昭和63年7月のみであることから、当該納付書は同年7月の保険料に係るものと推認され、申立人は、

国民年金加入後、空白期間が無いようさかのぼって保険料を納付してきた旨供述していることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を当該納付書により納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から46年3月まで

私は、結婚後、夫の両親と同居していたが、申立期間の国民年金保険料が、夫及び義母については納付済みであるのに、私の記録は未納とされている。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は義母がしてくれたが、当時、我が家は日用品等の販売店及び食堂を営んでおり、商売は順調で、保険料を納める経済力はあったのに、私の記録だけが未納とされていることに納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は14か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫及び同居の義母も、国民年金加入期間において保険料をすべて納付している上、昭和50年4月以降は、夫婦及び同居の義母は付加保険料を納付しており、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者に係るオンライン記録から、昭和47年3月から同年7月までの間に払い出されたと考えられるが、国民年金加入手続前の46年4月から加入手続時までの期間の保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料が納付済みであったことをうかがわせる記載がある上、その後の転居先であるB市町村保管の被保険者名簿によると、申立期間の保険料が納付済みであった記録が未納に訂正されていることが確認できるなど、行政側の納付記録の管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年10月21日から同年12月21日までの期間については、申立人のA社における資格取得日は42年10月21日、資格喪失日は同年12月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和43年3月26日から44年3月16日までの期間については、申立人のB社における資格取得日は43年3月26日、資格喪失日は44年3月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年3月から同年7月までは3万円、同年8月から44年2月までは3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和45年2月26日から同年6月26日までの期間については、申立人のC社における資格取得日は45年2月26日、資格喪失日は同年6月26日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和45年9月1日から48年2月21日までの期間については、申立人のD社における資格取得日は45年9月1日、資格喪失日は48年2月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和45年9月から46年8月までは4万2,000円、同年9月から47年9月までは6万円、同年10月から48年1月までは8万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月21日から同年12月21日まで  
② 昭和43年3月26日から44年3月16日まで

③ 昭和45年2月26日から同年6月26日まで

④ 昭和45年9月1日から48年2月21日まで

申立期間①については、私は、昭和42年10月21日にA社に入社し、E市町村のF店内にあった同社が経営する店舗で調理人として、同年12月21日まで継続して勤務していた。

申立期間②については、昭和43年3月26日にG市町村にあったB社に入社し、同社が経営するH店の売掛金の集金人として、44年3月16日まで継続して勤務していた。

申立期間③については、昭和45年2月26日にI市町村にあった会社に入社し、J製品の製造作業員として、同年6月26日まで継続して勤務していた。

申立期間④については、昭和45年9月1日にK市町村にあったD社に入社し、同社が経営するL店で調理人として、48年2月21日まで継続して勤務していた。

社会保険事務所（当時）の記録では、各事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いので、各申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における当時の社会保険事務担当者の、「申立人がE市町村のF店内にあったM店で調理人として勤務していた。」との供述から、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、被保険者期間が申立期間と一致し、生年月日のうち生まれ年だけが3年（日付は昭和22年\*月\*日生まれ）早い基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できるところ、当時の同社の社会保険事務担当者は、「当時、N姓の従業員は申立人一人だけであった。」と供述しており、また、申立人は、「当時、先輩から、飲食業界は年齢が若いと給料が安くなると言われたので、生年月日のうち月日はそのままにして年だけ何年か早く生まれたことにして会社に申告していた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の記録であり、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和42年10月21日、被保険者資格喪失日は同年12月21日であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記の名簿に記載されている未統合の申立人と認められる厚生年金保険被保険者の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名（1字だけ旧字体）で、被保険者期間が申立期間と一致し、生年月日のうち生まれ年だけが1年（日付は昭和24年\*月\*日生まれ）

早い基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できるところ、申立人は、「当時は、若いのに子供ができて恥ずかしかったので、生年月日のうち月日はそのままにして年だけ何年か早く生まれたことにして会社に申告していた。」と供述している。

また、上記の被保険者原票に記載されている被扶養者氏名及び生年月日が、申立人の改製原戸籍に記載されている被扶養者氏名及び生年月日と一致する。

これらの事情を総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の記録であり、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和43年3月26日、被保険者資格喪失日は44年3月16日であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記の名簿に記載されている未統合の申立人と認められる厚生年金保険被保険者の記録から、昭和43年3月から同年7月までは3万円、同年8月から44年2月までは3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間③については、申立人は、勤務していた会社の名称及び同社での同僚の氏名を記憶していないものの、「私は、昭和45年2月26日にI市町村にあった会社に入社し、主にJ製品を製造する仕事に従事していた。」と供述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち供述が得られた9人全員が、「C社は、申立期間当時、I市町村に所在し、J製品を製造する会社であった。」と供述しており、当該供述内容は、申立人の供述内容とほぼ一致することから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、被保険者期間が申立期間と一致し、生年月日のうち生まれ年だけが3年（日付は昭和22年\*月\*日生まれ）早い基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できるところ、申立人は、「当時は、若いのに子供ができて恥ずかしかったので、生年月日のうち月日はそのままにして年だけ何年か早く生まれたことにして会社に申告していた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の記録であり、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和45年2月26日、被保険者資格喪失日は同年6月26日であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記の名簿に記載されている未統合の申立人と認められる厚生年金保険被保険者の記録から、3万円とすることが妥当である。

申立期間④については、申立人が記憶している同僚の、「私は、申立期間当時、D社が経営するL店の調理人として申立人と一緒に勤務していた。」との供述から、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、被保険者期間が申立期間と一致し、生年月日のうち生まれ年だけが3年（日付は昭和22年\*月\*日生まれ）早い基礎年金番号に未統合の被保険

者記録が確認できるところ、上記の同僚は、「当時、N姓の従業員は申立人一人だけであった。」と供述しており、また、申立人は、「当時、先輩から、飲食業界は年齢が若いと給料が安くなると言われたので、生年月日のうち月日はそのままにして年だけ何年か早く生まれたことにして会社に申告していた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の記録であり、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和45年9月1日、被保険者資格喪失日は48年2月21日であると認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、上記の名簿に記載されている未統合の申立人と認められる厚生年金保険被保険者の記録から、昭和45年9月から46年8月までは4万2,000円、同年9月から47年9月までは6万円、同年10月から48年1月までは8万6,000円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から53年3月まで  
私が大学生であった20歳の誕生日に亡父が国民年金の加入手続を行ってくれた。「初めて被保険者となった日」が20歳に到達した日である昭和51年\*月\*日と記載された年金手帳も持っている。年金に加入していない人には年金手帳を交付しないはずであり、私が学生の間国民年金保険料は亡父が納付していたはずなので、年金記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「初めて被保険者となった日」が昭和51年\*月\*日と記載された年金手帳を所持していると申し立てているところ、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、同手帳の記号番号(\*)は、同年7月にA市町村においていったん払い出された後、「学生のため」との理由により52年8月24日に取り消されているとともに、国民年金保険料の納付記録が無いことが確認できる。

なお、上記の被保険者名簿には、昭和51年7月5日に20歳到達により年金手帳を送付した旨の記載が確認できることから、申立人が所持する上記の年金手帳は、A市町村が同町内の20歳到達者に対して一斉送付したものと考えられる。

また、申立人の基礎年金番号である\*の国民年金手帳記号番号は、新たに昭和61年5月にA市町村において払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間に該当する上、上記の二つの国民年金手帳記号番号のほかに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人が当該手続及び保険料納付を行ってくれたと主張している申立人の父親は既に亡くなっているため、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から59年5月まで  
夫の国民年金の記録について、社会保険事務所(当時)の記録では、昭和56年7月から59年5月までの期間が未加入となっている。

しかし、夫はどんなことでもきっちりとした性格であり、申立期間についても国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているはずであるので、年金記録の訂正を希望する。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間当時、申立人の配偶者が厚生年金保険被保険者であったため、申立期間は、国民年金の任意適用期間であったことが確認できる。

また、A市町村保管の国民年金被保険者名簿及び電算記録によると、申立期間において申立人が国民年金に加入した記録は確認できない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、「夫自身が国民年金の加入手続及び国民年金の保険料納付を行った。」と供述しており、申立人の国民年金加入手続及び国民年金の保険料納付に関与していない上、申立人は既に死亡していることから、申立人に係る申立期間当時の状況について供述を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年3月まで

私は、短期大学を卒業後、音楽教室の講師となり、厳格な父親の勧めで国民年金に加入し、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付し始めた。

申立期間は国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「短期大学を卒業後の昭和54年4月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は56年9月30日に払い出されており、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、同年8月21日に申立人に係る国民年金被保険者資格取得届が受付されていることが確認できることから、申立内容とは符合しない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶も無い。

さらに、申立人は、「国民年金の加入手続は自分か父親が行い、国民年金保険料の納付は自分で行った。」と主張しているものの、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶はあいまいである上、加入手続を行った可能性のある申立人の父親は、既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況の詳細については確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 17 日から 22 年 11 月 1 日まで

私は、昭和21年6月17日にA社へ入社し、60年9月まで継続して勤務したが、社会保険事務所(当時)の記録によると厚生年金保険被保険者資格の取得日が22年11月1日とされている。同社の証明どおり、21年6月17日から30年3月31日まで同社本店所属であったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び同社が保管する従業員台帳において、申立人は、昭和21年6月17日から同社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の社会保険関係の資料が保管されていないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、A社本店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、昭和22年11月1日付けで申立人を含む22人が一斉に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者番号の払出時期(昭和22年11月)に不自然さは無く、別の記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「同時期に入社した同僚はいなかった。」と供述しているほか、上述の記録となっている同僚は、「申立期間当時、従業員の採用については、欠員が出れば、その都度採用していた。20人以上が一斉に厚生年金保険に加入しているということであれば、採用の都度加入手続を行わず、この昭和22年11月1日で一斉に厚生年金保険の資格取得の手続をしたのではないか。」と供述している。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和22年11月1日には、A社が雇用保険の適用事業所となっているほか、社会保険に未加入であった同社の4支店が同日付けで新たに社会保険に加入している事情を踏まえると、この時期に同社において、社会保険の取扱いに係る整備が行われたものと推測される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 21 日から 47 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 7 月 21 日に A 社に入社し、47 年 2 月 28 日まで同社 B 支店で受付及び電話対応の業務に従事していたが、申立期間の同社における厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

当時、病院にかかった記憶もあるので、健康保険証を持っていたと思う。

また、A 社に勤務していた時に、先に同社に入社していた夫と知り合い結婚した。同社で結婚式(昭和 47 年 3 月 \* 日)の直前まで勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚及び申立人の夫の供述から、申立人は、入社時期は特定できないものの、A 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の A 社における経理担当者は、「当時、従業員には 3 か月ぐらいの試用期間があり、事務職については、試用期間が終了すれば健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に同時に加入させていたと思う。」と供述しているところ、申立人について、同社における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、オンライン記録において、申立期間中に A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人と同じ事務職であった同僚は、「私は、入社してすぐには厚生年金保険に加入しておらず、約 5 か月後に厚生年金保険に加入している記録となっている。」と供述していることから、申立期間当時、同社においては、必ずしも入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。申立人については、試用期間又は、その他何らかの事情に

より、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてに加入させていなかったものとするのが相当である。

さらに、申立期間中のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において健康保険の整理番号に欠番が無く、申立人の申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。